

民間競争入札実施事業
「防衛省市ヶ谷地区施設管理業務」の実施状況について
(平成30年度及び平成31年度(令和元年度))

I 事業の概要

1. 委託業務内容

防衛省市ヶ谷地区の施設管理業務

(1) 統括管理・各設備点検保守業務

〔 統括管理業務、建築設備点検保守業務、電気設備点検保守業務、機械設備
点検保守業務、監視制御設備点検保守業務 〕

(2) 運転・監視及び日常点検等業務(その1)

(3) 運転・監視及び日常点検等業務(その2)

(4) 清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務

(5) 警備・受付業務

※本事業は、平成23年度から開始した市場化テストの第4期である。第1期及び第2期事業は、上記の業務を全て包括して複数年度(3カ年)の業務委託を行ったが、いずれも1者応札であったことから、官民競争入札等監理委員会並びに行政事業レビュー公開プロセスにおいて、競争性改善に係る指摘を受けたため、第4期事業の実施にあたっては、当該指摘を踏まえ、監査法人に業務委託し、業務範囲の分析・検討を行い、調達単位を見直し(5分割)のうえ、複数年度(3カ年)の業務委託を行った(第3期事業は、当該見直しの検討・分析の資とするため、試行的に調達単位を3分割かつ単年度で事業を実施)。なお、市場化テスト開始時と比べ、本業務の対象となる施設が6つ増加している。

2. 業務委託期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

3. 受託事業者

(1) 統括管理・各設備点検保守業務

【共同体】

(代表企業) アズビル株式会社

(構 成 員) 株式会社NTTファシリティーズ
日本空調サービス株式会社

(2) 運転・監視及び日常点検等業務(その1)

一般財団法人防衛弘済会

(3) 運転・監視及び日常点検等業務(その2)

一般財団法人防衛弘済会

(4) 清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務
テスコ株式会社

(5) 警備・受付業務

【共同体】

(代表企業) 株式会社アール・エス・シー

(構 成 員) シンテイ警備株式会社

4. 受託事業者決定の経緯

(1) 統括管理・各設備点検保守業務

入札参加者1者から提出された企画書について、その内容を評価した結果、業務の履行体制や必要な資格等を満たしていた。

入札については、平成30年1月17日に開札した結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式により上記3(1)の受託事業者が落札者となった。

(2) 運転・監視及び日常点検等業務(その1)

入札参加者1者から提出された企画書について、その内容を評価した結果、業務の履行体制や必要な資格等を満たしていた。

入札については、平成30年1月17日に開札した結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式により上記3(2)の受託事業者が落札者となった。

(3) 運転・監視及び日常点検等業務(その2)

入札参加者1者から提出された企画書について、その内容を評価した結果、業務の履行体制や必要な資格等を満たしていた。

入札については、平成30年1月17日に開札した結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式により上記3(3)の受託事業者が落札者となった。

(4) 清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務

入札参加者3者から提出された企画書について、その内容を評価した結果、業務の履行体制や必要な資格等を満たしていた。

入札については、平成30年1月17日に開札した結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式により上記3(4)の受託事業者が落札者となった。

(5) 警備・受付業務

入札参加者1者から提出された企画書について、その内容を評価した結果、業務の履行体制や必要な資格等を満たしていた。

入札については、平成30年1月17日に開札した結果において、入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式により上記3(5)の受託事業者が落札者となった。

II 対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価

1. 達成すべきサービスの質及び最低限満たすべき水準の達成状況及び評価

(1) 統括管理・各設備点検保守業務における達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。
		2 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数は0回であった。
		3 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。	地震や台風等の災害発生時における庁舎の状況把握や不具合の応急補修等の対応を適切に実施した。
		4 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。	各設備等の適切な点検・整備及び応急補修等を実施することにより、庁内環境を適切に維持した。
	環境への配慮	1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。	環境配慮に関する各種法令を遵守し、各設備の点検保守を実施するなど、適切な庁内の環境確保に努めるとともに、突発的な事象が発生した施設管理担当者と連携し、臨機応変に対応した。
		2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること。	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例において温室効果ガス排出量の削減基準は17%であったところ、平成30年度においては25%、令和元年度（平成31年度）においては約24%の削減を達成した。
		3 本業務の委託期間中に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力する	本業務の委託期間中に、当該義務が課せられたことはなかった。

		こと。	
		4 上記の実施に当たっては、勤務環境の低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者との調整を図りつつ実施すること。	各設備の点検保守の実施にあたって、施設管理担当者及び関係各所と綿密な調整を実施し業務を行うとともに、突発的な事象が発生した際も施設管理担当者との連携し、臨機応変に対応するなど、いかなる場合も可能な限り勤務環境が低下しないよう努めた。
	安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回	業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数は0回であった。
		2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回	業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数は0回であった。

(2) 運転・監視及び日常点検等業務（その1）における達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。
		2 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数は0回であった。
		3 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。	地震や台風等の災害発生時における庁舎の状況把握や不具合の応急補修等の対応を適切に実施した。
		4 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。	各設備等の適切な点検・整備及び応急補修等を実施することにより、庁内環境を適切に維持した。
	環境への配慮	1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。	環境配慮に関する各種法令を遵守し、施設管理担当者の指示のもと、

			冷暖房の温度管理や運転時間の運用などの業務を適切に行うとともに、突発的な事象が発生した施設管理担当者と連携し、臨機応変に対応した。
		2 上記の実施に当たっては、勤務環境の低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。	冷暖房設備をはじめとする各設備の運転・監視について、施設管理担当者と綿密な調整を実施するとともに、突発的な事象が発生した際も施設管理担当者と連携し、臨機応変に対応するなど、いかなる場合も可能な限り勤務環境が低下しないよう努めた。
安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回	業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数は0回であった。	
	2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回	業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数は0回であった。	

（３）運転・監視及び日常点検等業務（その２）における達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。
		2 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベーター等の停止回数は0回であった。
		3 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。	地震や台風等の災害発生時における庁舎の状況把握や不具合の応急補修等の対応を適切に実施した。

		4 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。	各設備等の適切な点検・整備及び応急補修等を実施することにより、庁内環境を適切に維持した。
環境への配慮	1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。		環境配慮に関する各種法令を遵守し、施設管理担当者の指示のもと、冷暖房の温度管理や運転時間の運用などの業務を適切に行うとともに、突発的な事象が発生した施設管理担当者と連携し、臨機応変に対応した。
	2 上記の実施に当たっては、勤務環境の低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者との調整を図りつつ実施すること。		冷暖房設備をはじめとする各設備の運転・監視について、施設管理担当者との綿密な調整を実施するとともに、突発的な事象が発生した際も施設管理担当者との連携し、臨機応変に対応するなど、いかなる場合も可能な限り勤務環境が低下しないよう努めた。
安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回		業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数は0回であった。
	2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回		業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数は0回であった。

(4) 清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務における達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにす	品質の維持	1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 ※自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。
		2 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。	台風等強風が予想される際に、あらかじめ庁舎内外の状況の把握を実施し、道路等の排水側溝の清掃及び樹木の枝等の剪定を実施した。

る。		3 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。	敷地内各所のみならず外柵の植栽管理を適切に実施するなど、外来者や近隣住民に対して配慮を行い、公共施設としての品位を保った。
	環境への配慮	1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。	環境配慮に関する各種法令を遵守し、廃棄物を確実に分別するなど、適切な庁内環境を確保した。
		2 上記の実施に当たっては、勤務環境の低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。	庁舎内外の清掃や廃棄物監理等の実施要領について、施設管理担当者と綿密な調整を実施するとともに、突発的な事象が発生した際も施設管理担当者と連携し、臨機応変に対応するなど、いかなる場合も可能な限り勤務環境が低下しないよう努めた。
	安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回	業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数は0回であった。
		2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回	業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数は0回であった。

(5) 警備・受付業務における達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	結果
当該事業が我が国防衛の中核施設の運用に密接な関わりがあることを十分に理解し、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	1 業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数：0回 ※ 自然災害等による予測不能な場合を除く。	業務請負者の不備に起因した、防衛省の行う業務の中断回数は0回であった。
		2 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。	正規な手続きを経ず庁舎内へ立ち入ろうとした者の阻止、庁舎内で発生した急病者への措置等を迅速かつ適切に行った。
		3 外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。	庁舎内の案内、拾得物の保管等適切な対応を実施した。

安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数：0回	業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数は0回であった。
	2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数：0回	業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数は0回であった。

(6) 評価

(1)～(5)に示すとおり、本業務の不備に起因する防衛省・自衛隊の業務中断や施設利用者等に係る事故はなかったとともに、地震や台風等の災害発生時における庁舎の状況把握及び不具合の応急処置等の対応や、正規な手続きを得ず庁舎内へ立ち入ろうとした者の阻止など、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないよう各業務が適切に実施されていることが、業務日誌、毎月の業務報告書、施設管理担当者による業務の現地確認等から認められ、達成すべきサービスの質及び最低限満たすべき水準が達成されていると評価できる。

2. 民間事業者提案による改善実施事項

(1) 全般

- 統括管理業務の統括管理責任者が中心となり、施設管理担当者～統括管理責任者～各業務の総括業務責任者間の円滑かつ効率的なコミュニケーションの継続性を図ることで、平時・災害発生時によらず適時適切な施設管理業務を行うことが可能となった。
- 統括管理業務の統括管理責任者と各業務の総括業務責任者が連携し、災害発生時においても業務継続できるよう防衛省市ヶ谷地区の特性を踏まえた防災マニュアルを整備するとともに、当該マニュアルに基づく訓練等を実施することにより、迅速かつ効率的に災害における被害状況の把握及びそれらに対する対応が可能となった。
- 防衛省が実施する訓練に全民間事業者が参加し、緊急時点検、不具合事項を想定した応急処置訓練及び消火訓練を実施するとともに、各業務計画によるエレベーターの閉じ込め救出訓練、発電機の緊急起動等、緊急時対応訓練を定期的実施することで、危機管理体制の強化が図られた。
- 各業務の点検結果等に基づく各設備等の不具合事項について、一元的にデータベースを作成・更新し、業務実施者及び施設管理担当者に迅速に報告することで、官民双方が各業務の現況を迅速かつ効率的に把握でき、計画的な修繕が可能となった。

(2) 統括管理・各設備点検保守業務

- 共同体内における連絡体制を構築するとともに、各設備の不具合発生時の対処要領を定めることにより、不具合発生時における市ヶ谷地区への影響を最小限に留めることができた。また、各設備の機器点検に独自の点検手法を設ける

ことにより、不良個所の早期発見が可能となり、重大故障の未然防止が図られた。

(3) 運転・監視及び日常点検等業務（その1）

- 災害（突発停電含む）発生時における通信手段を確保するため、独自の通信網を構成することで、迅速な情報収集を行うことができ、災害時等の対応能力の向上が図られた。

(4) 運転・監視及び日常点検等業務（その2）

- 災害（突発停電含む）発生時における通信手段を確保するため、独自の通信網を構成することで、迅速な情報収集を行うことができ、災害時等の対応能力の向上が図られた。

(5) 清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務

- 清掃業務において、各建物の業務責任者が連携して定期会議を設け、業務担当者に対して統一的な清掃要領の教育を行うことで、各建物の清掃品質のばらつきがなくなり、庁舎の衛生環境の向上が図られた。

(6) 警備・受付業務

- 警備業務において、来省者に対し身分証の提示案内及び声かけを実施し、職員等の身分証提示に対する意識を高めることで、危機管理官庁としてのより厳正な入出門管理を行うことができ、危機管理体制の強化が図られた。

Ⅲ 実施経費に関する状況及び評価

1. 対象公共サービスの実施に要した経費（単純実施額で比較した場合）

(1) 従来経費（平成19～22年度実施経費）（民間競争入札導入前）

4年間の実施経費 8,985,037千円（税抜）

1年当たり平均額 2,246,259千円（税抜）・・・(A)

※各年度によって、施設・設備等の改修状況により業務内容の数量等の増減や、入札落札率の変動があることから、民間競争入札導入前の直近4ヶ年平均の額をもって比較する。

(2) 第4期実施経費

3年間の実施経費 9,202,800千円（税抜）

1年当たり平均額 3,067,600千円（税抜）・・・(B)

【内訳（3年間の実施経費／1年当たり平均額）】

・統括管理・各設備点検保守業務：4,599,800千円／1,533,267千円

・運転・監視及び日常点検等業務（その1）：

1,029,000千円／343,000千円

・運転・監視及び日常点検等業務（その2）：

1,146,000千円／382,000千円

・清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務：

648,000千円／216,000千円

・警備・受付業務：1,780,000千円／593,333千円

第4期事業経費－従来経費（(B)－(A)）821,341千円（税抜）

(増加率 36.6%)

(3) 4期事業における経費増加の主な要因

想定される第4期事業における経費増加の主な要因は、以下のとおり。

- ・施設管理の対象となる施設の増
- ・労務単価（人件費）の増

※平成19～22年度の労務単価の平均値と平成30～令和2年度の労務単価を比較すると、保全技術員は約14.3%、清掃員は約27.3%、警備員は約14.1%増加している。

- ・施設・設備の経年劣化に伴う修繕経費（交換部品）の増

2. 対象公共サービスの実施に要した経費（業務内容の差異等を考慮して比較した場合）

(1) 業務内容の差異に関して考慮する内容

民間競争入札導入前と各事業においては業務内容に差異があることから、当該差異を考慮して比較する。具体的な考慮内容は以下のとおり。

- ・新たに施設管理の対象となった施設に係る経費を第4期の事業経費から控除
- ・経年劣化により増加した交換部品に係る経費を第4期の事業経費から控除
- ・民間競争入札導入前に実施していない業務（統括管理業務、小型交流無停電装置設備点検保守業務、入退庁ゲート設備点検保守業務、Jアラート設備点検保守業務（警備保全設備点検保守業務の一部）及びガス湯沸器点検保守業務）に係る経費を第4期の事業経費から控除
- ・民間競争入札導入前に実施していたものの、第4期で実施していない（あるいは実施の対象となっていない、もしくは更新に伴い設備が根本的に変わったため比較できない）業務（鉄塔劣化調査業務、コ・ジェネ設備点検保守整備業務、コ・ジェネ純水装置再生業務、太陽光発電設備点検保守業務、監視カメラ設備等点検保守業務及び出退表示設備点検保守業務）に係る経費を従来経費及び第4期の事業経費から控除
- ・民間競争入札導入前及び第4期において実施しているものの、業務内容に相違が生じた業務（運転・監視及び日常点検等業務及び警備業務）に係る経費を第4期の事業経費から控除

(2) 労務単価の差異に関して考慮する内容

民間競争入札導入前と第4期事業においては労務単価に差異があることから、当該差異を考慮して比較を実施する。具体的な考慮内容は以下のとおり。

- ・第4期（平成30～令和2年度）の労務単価を民間競争入札導入前（平成19～22年度）の平均労務単価に置き換え（1年当たり△150,902千円）

(3) 従来経費（平成19～22年度実施経費）（民間競争入札導入前）

4年間の実施経費 8,347,703千円（税抜）

1年当たり平均額 2,086,926千円（税抜）・・・（A'）

(4) 第4期実施経費

ア (1)のみ考慮した場合

実施経費 2, 204, 844千円 (税抜) ・ ・ (B')
第4期事業経費－従来経費 ((B') - (A')) 117, 918千円 (税抜)
(増加率 5. 7%)

イ (1) 及び (2) を考慮した場合

実施経費 2, 053, 942千円 (税抜) ・ ・ (B'')
第4期事業経費－従来経費 ((B'') - (A')) Δ 32, 984千円 (税抜)
(削減率 Δ 1. 6%)

3. 評価

第4期事業について、従来経費 (1年当たり) と比べ、実施経費が821, 341千円増額となっているが、これは、事業を分割したこと、施設管理の対象となる施設が増えていること、労務単価が増加していることなどの理由によるものであると想定されるため、それらを考慮し比較すると、経費は1. 6%削減 (Δ 32, 984千円) されている。

※第1期～第3期についても、それぞれ従前経費と同条件として比較した場合、経費の削減が実現されている (第1期： Δ 3. 0%、第2期： Δ 3. 2%、第3期： Δ 3. 2%)。

また、施設管理に係る複数の契約を包括化して行うことにより、民間競争入札導入前と比較し、契約に係る事務等を大幅に軽減することができたとともに、具体的な金額で示すことは困難であるものの、設備の不具合の未然防止に係る施策など、民間事業者の創意工夫が十分に発揮され業務が行われていることから、削減額以上に効率的な業務が実施されたと認められる。

以上のことから、民間競争入札導入後の本事業の実施経費については、導入前と比べ、コスト削減の効果及び効率的な業務実施を実現できたものと評価できる。

IV 評価のまとめ

- (1) 業務日誌、毎月の業務報告書、施設管理担当者による業務の現地確認等から、防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないよう適切に業務が実施されていることが認められ、各業務における達成すべき公共サービスの質及び最低限満たすべき水準は達成されている。
- (2) 防衛省が実施する訓練に全民間事業者が参加し、緊急時点検、不具合事項を想定した応急処置訓練及び消火訓練を実施することによる危機管理体制の強化や、民間事業者が作成した各業務の点検結果等に基づく各設備等の不具合事項のデータベースを官民共有することによる計画的な修繕の実施など、民間事業者の創意工夫が発揮された改善提案により、公共サービスの質の維持・向上が図られている。
- (3) 公共サービスの実施経費については、民間競争入札導入前の従来経費と比較すると、経費の削減を実現できており、効率的な業務が実施されたと評価できる。さらに、施設管理に係る複数の契約を包括化して行うことにより、契約に係る事務等の大幅な軽減に繋がっていると同時に、民間事業者の創意工夫が発揮された改善提案により、サービスの質の維持・向上が図られていることから、実際の経費削減額以上の効率的な業務が実施されたと評価できる。

V 今後の事業

防衛省市ヶ谷地区施設管理業務については、平成30年6月28日に開催された官民競争入札等監理委員会において、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日。官民競争入札等監理委員会）Ⅱ. 1. (2) に当てはまる事業として、市場化テストを終了することが適当であるものと認められたことから、第4期事業をもって市場化テストを終了する予定である。

令和3年度以降の今後の事業については、防衛省の責任において、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳格にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、防衛省に設置されている入札監視委員会による第三者チェック機能を活用し、引き続き「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の趣旨を踏まえ、公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力を行っていく所存である。

以 上

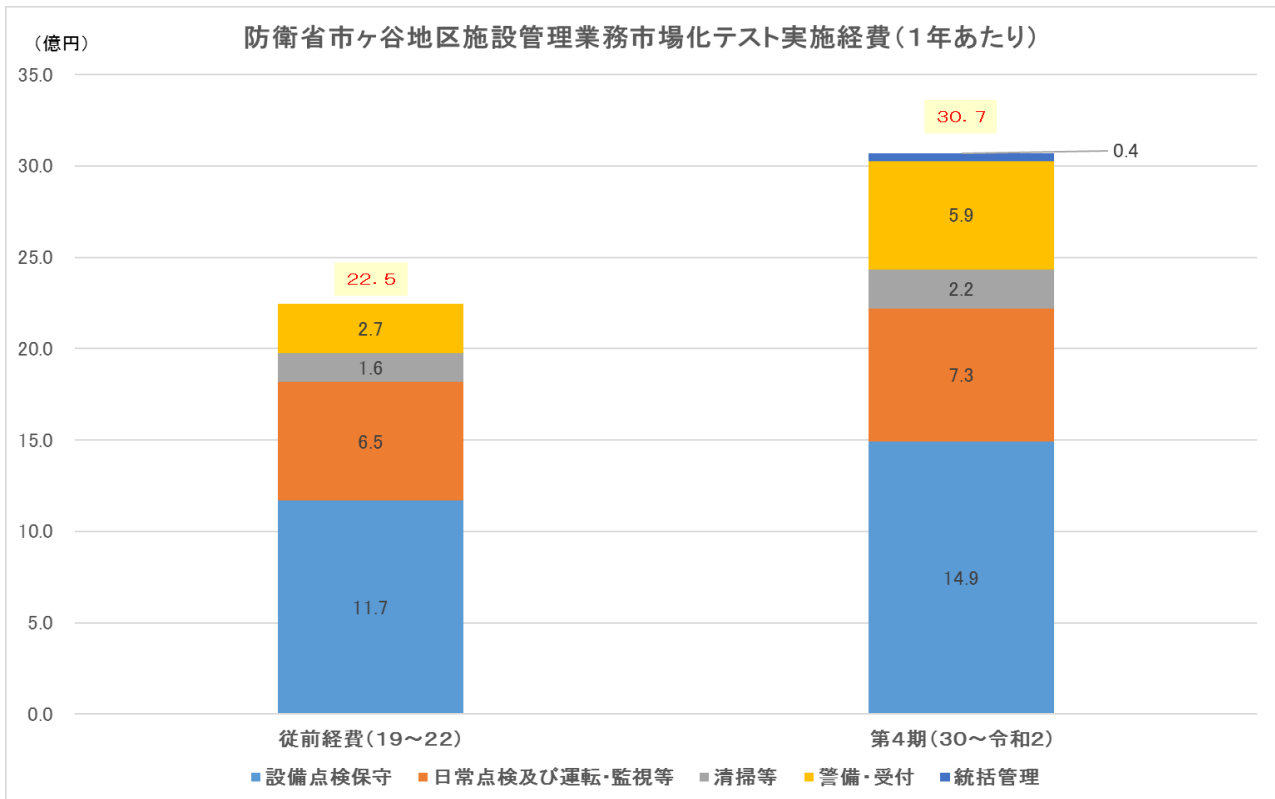


図1 民間競争入札導入前後における1年当たりの実施経費(単純実施額で比較)

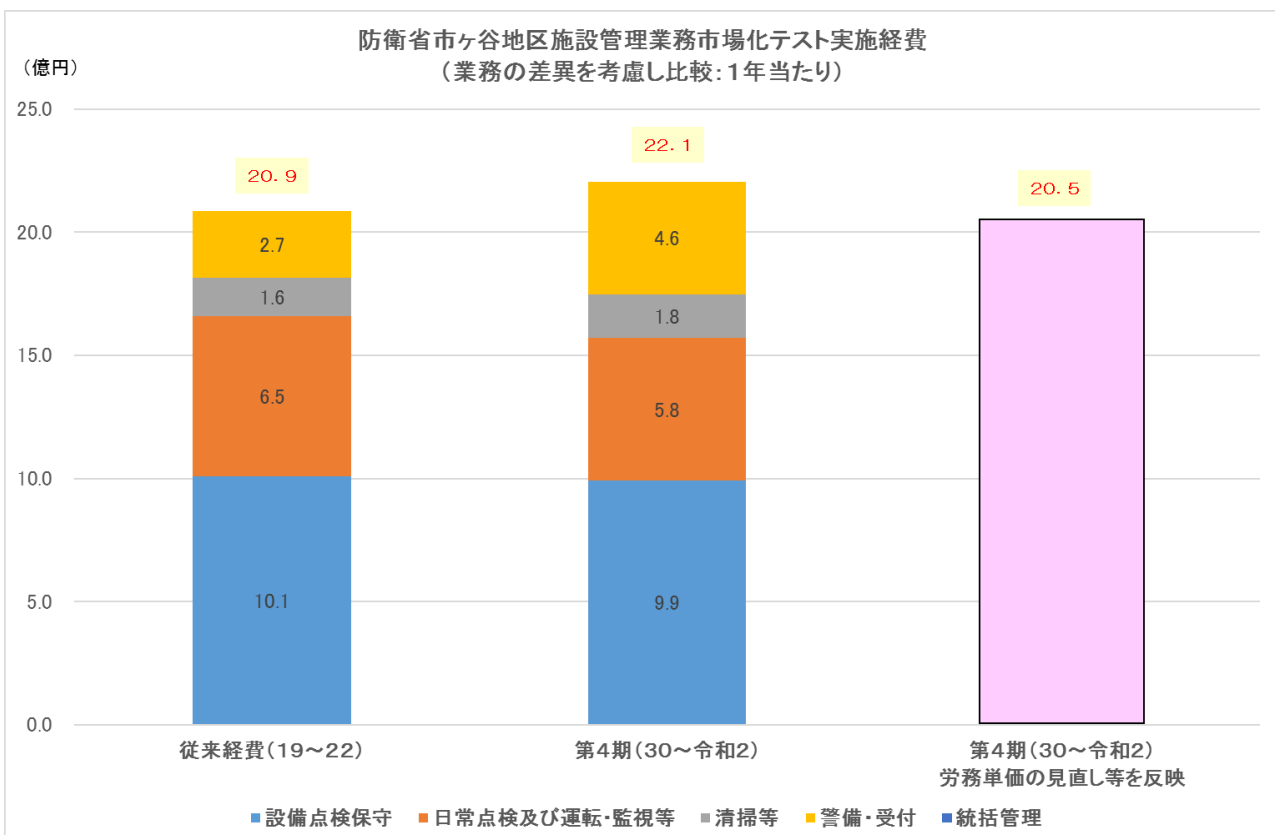


図2 民間競争入札導入前後における1年当たりの実施経費
(業務の差異を考慮して比較)